

カニの勧誘電話にご用心

カニなどの海産物の勧誘電話を受け、「強引に契約をさせられた」「断ったのに商品が届いた」「キャンセルしたいのに業者と連絡が取れない」などの相談が多数寄せられています。

事例1 宅配便でカニが届いた。代引きだと言われ支払ったが、注文した覚えはない。返金してほしい。(南陽市 70歳代 女性)

事例2 自宅に海産物販売業者から電話があり、「ズワイガニを6日後に代引きで送る」と言われた。届いた荷物を開けてみると、小さいカニ1杯とサンマ3匹しか入っていなかった。12000円を支払ったが、返金してほしい。販売業者と連絡が取れない。(小国町 70歳代 男性)



- 承諾していないのに一方的に商品が送りつけられてきても、支払いの義務はなく、受け取る必要もありません。業者の連絡先等が分からないことが多いため、商品を受け取ってしまうと、代金を取り戻すことが難しくなります。安易に受け取らないようにしましょう。
- 電話で勧誘を受けて契約した場合は、8日以内ならばクーリング・オフができます。
- 困ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください。(消費者ホットライン TEL 188)



生活安全情報

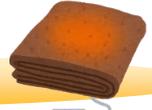
長井警察署生活安全課から

SMS（ショートメッセージ）などを利用して、有料動画などの未納料金を請求し、電子マネーを購入させたり、コンビニ決済で、支払わせるなどして、現金を騙し取る手口の架空請求が多発しております。平成29年中、長井警察署で受理している特殊詐欺の被害届は、2件ですが、それぞれ、電子マネー購入とコンビニ決済を悪用した手口のものでした。少しでも不安のある場合は、一人で悩まず、身近な人や警察に相談してください。

腰にカイロを貼り、電気毛布のスイッチを入れたまま就寝した。翌朝カイロをはがすと「痛がゆさ」があったので、皮膚科を受診したところ、皮がむけており皮膚の深い部分までやけどをしていると言われた。（70歳代 女性）



低温やけどにご用心



腰にカイロを貼り、電気毛布のスイッチを入れたまま就寝した。翌朝カイロをはがすと「痛がゆさ」があったので、皮膚科を受診したところ、皮がむけており皮膚の深い部分までやけどをしていると言われた。（70歳代 女性）

- カイロやこたつ、電気毛布など、温かく感じる程度の温度でも、長時間皮膚が接することによって「低温やけど」が起きます。高齢者は若年者に比べて、皮膚が薄く、運動機能や感覚機能が低下しているため、重症となりやすく、特に注意が必要です。
- 低温やけどを防ぐには、長時間同じ部位を温めないことが重要です。
- 低温やけどは痛みも少なく、一見軽そうに見えますが、見た目より重症の場合があります。早めに医療機関を受診しましょう。

（見守り新鮮情報 第241号 より）

2月・3月の消費生活法律相談

2月8日（木） 13:30～15:30

3月8日（木） 13:30～15:30

* 弁護士が無料でアドバイス（30分）

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

（置賜総合支庁1階）

電話：0238（24）0999

FAX：0238（26）6072